

制度設計専門会合の改組について

令和 6 年 9 月 2 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

総務課

(趣旨)

令和 4 年度に大手電力における不正事案が相次いで発覚したことを受けて、電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」という。）に設置されている審議会の役割について、従来の制度設計、市場監視、事業者監査等を議題とした検証・議論に加え、大手電力会社の不正事案のフォローアップ検証を重点的に行うために体制を見直すことが必要である。

このため、これまで競争促進や消費者保護のルールづくりに関する専門的な審議を実施してきた「制度設計専門会合」を、監視制度（IT 監査等含む）の検証までを担うため「制度設計・監視専門会合」に改組するにあたり、御意見を伺う。

1. 背景

令和 4 年度に大手電力における不正事案が相次いで発覚したことを受けて、電取委の監査機能の強化はもとより、電取委に設置されている審議会の役割について、従来の制度設計、市場監視、事業者監査等を議題とした検証・議論に加え、大手電力会社の不正事案のフォローアップ検証を重点的に行うために体制を見直すことが必要である。

令和 6 年 6 月 26 日にとりまとめた電取委の検証結果を踏まえて策定された「電力・ガス取引監視等委員会における機能強化方針」においても、内部統制の強化やシステム監査の推進が必要と整理された（参考 1 参照）。

2. 改組

こうした状況を踏まえ、電取委の下部組織として競争促進や消費者保護のルールづくりに係る詳細設計を議論する場となってきた「制度設計専門会合」を、IT ガバナンスを含めた検証機能の強化を目的とし、制度設計から監視制度（IT 監査等含む）の検証までを担う「制度設計・監視専門会合」に改組することとした。

なお、改組時期は電取委の議決を得た日としたい。

(ご参考) 構成員及び座長の指名

電力・ガス取引監視等委員会運営規程において、専門会合の構成員は、電取委の委員及び経済産業大臣が任命する専門委員のうち、委員長が指名した者により構成され、専門会合の座長は委員長が指名することとされている（参考 2 参照）。

制度設計・監視専門会合に改組する場合、横山委員長としては、別添の委員名簿案のとおり、電取委の委員からは武田委員に座長にご就任いただくとともに、

岩船委員及び松村委員を構成員に指名する方針である。また、専門委員からは、制度設計専門会合の参加していたメンバーに加えて、SOMPO リスクマネジメント株式会社において、経営層に向けたセキュリティ対応策の指導のみならず内部統制等に精通している熱海 徹氏を構成員として指名する方針である。

(参考 1) 電力・ガス取引監視等委員会における機能強化方針 (該当部分抜粋)

2. 今後の機能強化に向けた対応方針について

① 組織における専門性強化 (人材確保・専門性向上等)

- 2023 年度機構定員要求結果 (総合監査室の設置、定員増) を踏まえた人員確保を進めつつ、組織として継続的な人員増強に向けた対応の実施。
- 電取委において市場監視、事業監査及び制度設計等に従事する専門人材育成に向けて、今後の監査や制度設計に係るノウハウの継承やリスクリングを目的とした新たな研修システムの設計、運用。
- 今後の業務内容を見据えて、必要となる専門性を再整理した上で、これに沿う外部の専門人材の確保 (例えば、弁護士・会計士・税理士や、DX や AI などシステム関連の専門家、データサイエンティスト、アナリスト (データ、金融、エネルギー)、エコノミストなど) の戦略的な推進。
- 組織の専門性向上に合わせて、各施策において議論を行う有識者会合においても、今後推進すべき業務内容 (例えば、内部統制の強化やシステム監査の推進など) に適合する形での、専門性の更なる拡張。

(参考 2) 電力・ガス取引監視等委員会運営規程 (平成 28 年 9 月 12 日) 20160912 電委第 3 号) (抄)

(専門会合の設置等)

第 6 条 委員会は、委員会の下に専門会合を置くことができる。

2 専門会合は、委員会の求めに応じ、専門の事項について調査審議を行い、その結果を委員会に報告することとする。

3 専門会合は、委員及び専門委員の中から委員長が指名した者により構成する。

4 専門会合の座長は委員長が指名し、当該専門会合の座長は、当該専門会合の事務を掌理する。

5 専門会合の座長に事故があるときは、当該専門会合に属する構成員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

6 専門会合の座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該専門会合の下にワーキング・グループを置くことができる。

7 第 2 項から第 5 項までの規定は、ワーキング・グループに準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門会合」と、「専門会合」とあるのは「ワーキング・グループ」と読み替えるものとする。

(別添)

制度設計・監視専門会合
委員名簿（案）

(敬称略、五十音順)

(座長) (委員)

武田 邦宣 大阪大学大学院 法学研究科長・法学部長 教授

(委員)

岩船 由美子 東京大学 生産技術研究所 教授

松村 敏弘 東京大学 社会科学研究所 教授

(専門委員)

熱海 徹 SOMPO リスクマネジメント株式会社 上席フェロー

安藤 至大 日本大学 経済学部 教授

大橋 弘 東京大学大学院 経済学研究科 教授

草薙 真一 兵庫県立大学 副学長

末岡 晶子 森・濱田松本法律事務所 パートナー

二村 睦子 日本生活協同組合連合会 常務理事

松田 世理奈 阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー

山内 弘隆 武蔵野大学経営学部 特任教授

山口 順之 東京理科大学 工学部電気工学科 教授

※下線が制度設計専門会合からの改組に伴い追加・変更となる構成員